

「子育て世代包括支援センター」と利用者支援事業等の関係等について

平成 27 年 9 月

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

- 子育て世代包括支援センターについては、「まち・ひと・しごと創生基本方針」(平成27年6月30日閣議決定)等において、
- ・ 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点(「子育て世代包括支援センター」)の整備を図る。
 - ・ 「子育て世代包括支援センター」を平成27年度中に150か所整備し、おおむね5年後までに地域の実情等を踏まえながら全国展開を目指していくと位置付けられている。

この構想の母体となった妊娠・出産包括支援モデル事業(平成26年度創設)の「母子保健相談事業」については、平成27年度より、利用者支援事業(母子保健型)として、消費税財源を活用して拡充することとされた。

今後、「子育て世代包括支援センター」の全国展開を目指す上で、改めて、同センターの意義・役割・機能等について明らかにするとともに、利用者支援事業(母子保健型)のみならず、

- ・ 従前の市町村保健センターにおける妊娠・出産期の支援の取組み
 - ・ 利用者支援事業(基本型)における総合的相談支援
- など他の事業との関係について、次頁以降のとおり、整理したものである。

1. 「子育て世代包括支援センター」の満たすべき基本3要件

妊娠期から子育て期にわたるまで、地域の特性に応じ、「専門的な知見」と「当事者目線」の両方の視点を活かし、必要な情報を共有して、切れ目なく支援すること

ワンストップ相談窓口において、妊産婦、子育て家庭の個別ニーズを把握した上で、情報提供、相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるよう、きめ細かく支援すること（利用者支援事業の「利用者支援」機能）

地域の様々な関係機関とのネットワークを構築し、必要に応じ社会資源の開発等を行うこと（利用者支援事業の「地域連携」機能）

2. 妊娠期から子育て期の各ステージで必要となる支援の例

「子育て世代包括支援センター」は、下記の各ステージを通じて、地域の関係機関が連携して切れ目ない支援を実施できるよう、必要な情報を共有し、自ら支援を行い、又は関係機関のコーディネートを行う。

妊娠期

妊娠届出の機会に面談を行うこと等により、全ての妊産婦等の状況を継続的に把握

心身の不調により手厚い支援を要する者等について、関係機関と協力して支援プランを策定

産前・産後サポート事業等による、助産師等の専門家による相談支援や、子育て経験者など「話し相手」等による相談支援の実施

妊婦健康診査、母親学級等の場での妊婦に対する保健指導・支援



出産直後

産前・産後サポート事業等による、助産師等の専門家による相談支援や、子育て経験者など「話し相手」等による相談支援(再掲)

産後ケア事業による、出産直後の母子への心身のケアや育児のサポート

乳幼児健康診査、新生児訪問等による保健指導・支援

生後4か月までに、乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握(乳児家庭全戸訪問事業)

の状況把握等を踏まえ、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保(養育支援訪問事業)

子育て期

子育て中の親子が相互交流を行う場所における相談、情報提供等(地域子育て支援拠点事業)

家庭での養育が一時的に困難になった子どもについての不定期の預かりサービス(一時預かり、ファミリー・サポート・センター事業、ショートステイ・トワイライトステイ事業)

保護者の就労状況等に応じた認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育事業等の利用

児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護・支援・保護者支援

疾病や障害のある子どもの支援



3. 子育て世代包括支援センターの中核となる事業の例

事業名	位置付けと特徴
利用者支援事業 (母子保健型)	<ul style="list-style-type: none">・地域子ども・子育て支援事業の1類型(消費税財源)・保健師等の専門性を活かした相談支援を行い、母子保健を中心としたネットワーク、医療機関、療育機関等につなげる・主として、市町村保健センター等母子保健に関する相談機能を有する施設で実施
利用者支援事業 (基本型)	<ul style="list-style-type: none">・地域子ども・子育て支援事業の1類型(消費税財源)・当事者目線で相談支援を行い、子育て支援に係る施設や事業等の利用につなげる・主として、地域子育て支援拠点等身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設で実施
市町村保健センター	<ul style="list-style-type: none">・地域保健法に基づき、市町村が設置・市町村の直轄組織であり、妊娠届出の受理や母子健康手帳の交付などの行政事務との連携が容易・保健師が配置され、専門性が高い

上記に限られるものではない

4. 子育て世代包括支援センターの 各市町村における事業展開の例

「子育て世代包括支援センター」については、

- ・ 1. の「3要件」を満たした上で、
- ・ 地域ごとに、関係機関と情報を共有し、連携して、2. で示したような「妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援」を確保する機能を持つ「仕組み」を指す

こうした仕組みの財源的な裏付けとして、利用者支援事業の母子保健型・基本型、市町村保健センターなどをどう組み合わせるかは、地域の実情に応じて、各市町村が選択することになる。

例えば、次のp5～p9のように、様々な事業展開が想定される。

(注) 各類型の「実施例」については、先進的に取り組まれている自治体の現在の取組内容について、国の責任で、大胆に整理し、便宜的に各類型のいずれかに当てはめたものである。

なお、こうした仕組みそのものを指して「子育て世代包括支援センター」と位置付けることができる。

また、地域住民への利便性の観点から、この仕組みに属する、コーディネーターを配置した個別の相談場所(=同一市町村で複数設置可)についても、「子育て世代包括支援センター」という名称で事業を行うことができる。

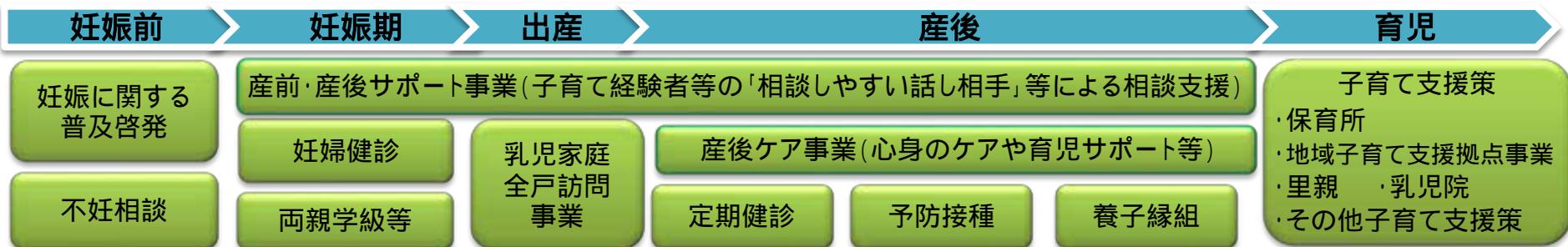
4 - 1 . 利用者支援事業(母子保健型)と利用者支援事業(基本型)を一体的に実施

(事業イメージ) 利用者支援事業(母子保健型)、利用者支援事業(基本型)の両事業を同一の事業者(施設)が受託し、両事業のコーディネーターが同じ場所で1つのチームとなって実施する方法

(実施例) 和光市など



【妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の実施】



4 - 2 . 利用者支援事業(母子保健型)と利用者支援事業(基本型)をそれぞれ立ち上げ、連携して実施

(事業イメージ) 同一市町村において、利用者支援事業(母子保健型)と利用者支援事業(基本型)を別々の事業者(施設)が受託するが、両事業のコーディネーターが、緊密に連携して実施する方法



【妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の実施】

